

平成 20 年 4 月 1 日から、75 歳以上の方と 65 歳から 74 歳までで障害認定を受けた方を対象に、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が始まりました。制度の概要につきましては、広報『あびら』1 月号でお知らせしました。

今回は、保険料の納め方についてお知らせします。

# 長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合

☎ 011 - 290 - 5601

税務課住民税係

☎ 2513

## 【保険料の納め方は 2 通り】

### 方法 1 年金から差し引かれて納める

原則として、2 か月に一度支給される年金から 2 か月分の保険料が差し引かれます。

### 方法 2 納付書で納める

次に当てはまる方は、安平町の税務課から 6 月中旬に送付される保険料額決定通知書兼納付書で納めていただきます。

- ・年金の年額が 18 万円未満の方
- ・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上を超える方（複数の年金を受け取っていて、介護保険料を引かれている年金の額が少ない場合に該当することがあります。）

既に年金から差し引かれている方

これからも年金からお支払いただきます。  
※平成 19 年の所得で計算した正式な保険料をお知らせするため、10 月を目途に「保険料額決定通知書」を送付します。

まだ年金から差し引かれていない方

①年金の年額が 18 万円未満の方  
②介護保険料との合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上を超える方  
納付書で納めていただきます。

### ③社会保険など※の被保険者（加入者本人）だった方

4 月から 9 月までの保険料は納付書で納めていただきます。10 月に支給される年金から差し引きが始まります。  
①または②に該当する方は、納付書で納めていただきます。

### ④社会保険などの被扶養者だった方

10 月に支給される年金から差し引きが始まります。  
4 月から 9 月までの保険料はかかりません。  
注) 被扶養者であったことの確認に時間を要するため、いったん保険料を徴収することがありますが、その場合はお返しします。  
①または②に該当する方は、納付書で納めていただきます。

4 月 2 日以降に加入した方

年金からの差し引きが始まるまでは、納付書で納めていただきます。  
注) 加入時期によって、年金からの差し引きの開始時期が異なります。  
①または②に該当する方は、納付書で納めていただきます。

## 「社会保険など」とは

政府管掌健康保険や組管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。  
市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

## 通称「長寿医療制度」

になりました。

正式な名称は

「後期高齢者医療制度」のままです。

